

# 懇親会実施ガイドライン

Ver.3

新型コロナウイルスの影響によって、青年会議所における懇親会も自粛、又はWEB飲み会等へと大きく様変わりしています。しかし、緊急事態宣言が解除され、政府からの都道府県を跨ぐ移動自粛要請も解除されているなか、青年会議所の運動も「感染機会8割減」のもと再開されつつあります。

本ガイドラインでは、実際に集まる会議等を実施した後に行われる懇親会において、どの様な点に気を付ければ実施が可能かということを観点において、各種業種別ガイドラインをもとに作成しております。なお、当ガイドラインについては、新型コロナウイルスの感染状況等により適宜更新されます。また、あくまでも目安となりますので、社会状況に即した柔軟な対応が求められます。

## 1. 参加対象者について

懇親会については、会食の場にて感染したというケースも報告されており、個々の感染予防についての考え方からも参加を強制することはできません。

懇親会担当者におかれましては、まずは懇親会が行われる店舗が後述します、感染予防対策が十分に取られている店舗か確認したうえで、その感染予防対策を含めた案内状を作成し、対象者に参加の有無を確認してください。

また、懇親会参加者については、事前に体調不良ではないか、発熱はないか確認を取り、万が一該当する方がいた場合、参加を見合わせてください。

懇親会前におこなった会議や事業において当該人物と濃厚接触していた方についても参加を見合わせる、もしくは、懇親会をキャンセルすることも検討してください。

- 店舗内の感染予防策を記載した案内を配布した
- 参加者の発熱等の異常がないか事前に確認した

## 2. 店舗の確認について

懇親会を行う店舗については、いつも使うお店の他、最近ではグルメサイトでネット検索した店舗からリストアップして予約することも多いかと思われます。

しかし、グルメサイトの情報では感染予防対策は十分に確認できず、店舗への電話確認

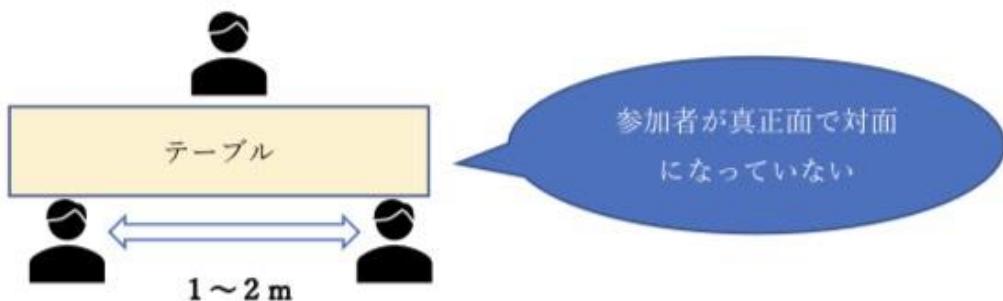
でも、店員の感覚とこちら側の感覚のずれが生じ、十分な感染症予防対策が取られていない場合もあります。いつも使うお店であっても、別途選定したお店であっても、懇親会担当者は一度店舗に行き、店内の感染予防対策がこちら側の要望を満たしているのか確認（実際に座る座席まで確認できることが望ましい）したうえで、予約、対象者への案内を行ってください。

- 事前に店舗に行って感染予防対策を確認した

### 3. 店舗の確認ポイント

下記項目については、業種別ガイドラインにある、経済産業省とJCI日本にて作成した「カンファレス開催ガイドライン」並びに、一般社団法人日本フードサービス協会と一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会が作成した「外食業の事業継続のためのガイドライン」に沿って、懇親会を実施するにあたり、店舗が感染症予防対策を十分に取れているか確認するものとなっております。

- 店舗入口や手洗い場所等に手指消毒用の消毒液（消毒用アルコール等）が容易されている
- 店員はマスクやフェイスガードを適切に着用している
- 店舗入口等で、発熱等の異常がある人の入店拒否、飛沫防止のためのマスク着用が求められている
- 客席は十分な感覚がとられている（1席分の間引き、2メートル以上の間隔が望ましいが、最低限約1メートルの間隔がとられている）
- 客席は横並び、またはテーブル席の場合には客同士が真正面となる配置をさけている



- グループ間の安全を確保するために、他のグループとは座席を2メートル（最低1メートル）確保している
- 店舗内の換気が十分におこなわれている
- 食事が大皿ではなく、1人分ずつ小分けにして配膳される

